

電気・ガス価格激変緩和対策事業継続に係る電気・ガス料金の特別措置の延長について

当社は、政府が実施する「電気・ガス価格激変緩和対策事業^{※1}」（以下「本事業」）に基づき、2023年1月使用分から12月使用分（2023年2月分から2024年1月分）までの電気・ガス（LNG）料金を値引きする特別措置を実施しています。

このたび、政府が本事業の継続を決定した^{※2}ことを受け、当社の電気・ガス（LNG）料金の特別措置を以下のとおり延長します。

【特別措置の概要】

1. 対象となるお客さま

- (1) 電気：当社と電気需給契約を締結している低圧および高圧のすべてのお客さま
（特別高圧のお客さまは対象外）
- (2) LNG：当社とLNG売買契約を締結しているお客さま
（年間契約数量が8,226トン以上のお客さまは対象外）

なお、特別措置の適用にあたり、お客さまから当社にお申込みいただく必要はありません。

2. 特別措置を延長する期間

2024年1月使用分から5月使用分（2024年2月分から2024年6月分）^{※3}まで

3. 延長する特別措置の内容

- (1) 電気：燃料費調整単価から以下の値引き単価を差し引くことにより、電気料金を値引きします。

	現在の特別措置（税込）		今回延長分（税込）	
	2023年9月～12月使用分 （2023年10月～2024年1月分）	2024年1月～4月使用分 （2024年2月～5月分）	2024年5月使用分 ^{※1} （2024年6月分）	
低圧のお客さま	3.50円/kWh	3.50円/kWh	1.80円/kWh	
高圧のお客さま	1.80円/kWh	1.80円/kWh	0.90円/kWh	

- (2) LNG：（2023年9月～12月使用分）販売単価から18,233円/トン（税込）を値引きします。
（2024年1月～4月使用分）販売単価から18,233円/トン（税込）を値引きします。
（2024年5月使用分）販売単価から9,116円/トン（税込）を値引きします。

※1 2022年10月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策。毎月の請求に直接反映する形で料金値引きを行い、電気・ガス料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減します。

※2 2023年11月に政府が決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、現在実施している電気・ガス料金の激変緩和措置を2024年4月末まで講じ、同年5月は激変緩和の幅を縮小することが盛り込まれました。

※3 高圧のお客さまのうち、検針日が毎月初日のお客さまについては、2024年2月使用分から2024年6月使用分までの電気料金がこの特別措置の対象となります。

【問合せ先】

株式会社エネルギー・ソリューション・アンド・サービス

新電力部 TEL 082-577-0027 (平日9時～17時)

LNG販売部 TEL 082-218-5905 (平日9時～17時)

本事業の詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

また、政府によるお問い合わせ窓口が設けられています。

電気・ガス価格激変緩和対策 事務局

0120-013-305 (受付時間 9:00～17:00 ※年末年始を除く)